

# 第163回

## 群馬県都市計画審議会

### 議事録

開催日時 平成24年10月31日(水)  
午後1時30分～2時20分  
場 所 群馬県庁29階第一特別会議室

## 第163回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成24年10月31日(水) 午後1時30分～午後2時20分
- 2 場 所 群馬県庁(29階)第一特別会議室
- 3 出席委員 丸山和貴、原田寛明、森北佳昭(代理 阿部 悟)、  
佐藤和彦(代理 三宅祥司)、南波和憲、大林俊一、  
須藤和臣、小川 晶
- 4 欠席委員 田中麻里、木村 榮、森田哲夫、日垣由美、小山 洋、宮前鍬十郎、  
金子 實
- 5 事務局幹事出席者  
都市計画課 中島課長、今井次長、松岡次長  
建築住宅課 坂口補佐
- 6 補助説明者等  
渋川市都市計画課
- 7 議案  
第1号議案 館林都市計画公園(5・6・3号多々良沼公園)の変更について  
第2号議案 渋川都市計画区域の変更について  
第3号議案 渋川都市計画区域内の用途地域の指定のない区域における容積率制限等の  
指定について
- 8 議事概要 別紙のとおり

## 第163回群馬県都市計画審議会 議事概要

### 1 開会

(事務局)

ただ今から、第163回群馬県都市計画審議会を開会いたします。私は、群馬県都市画課長の中島でございます。本日はお忙しい中、委員の皆様方には、お集まりいただきましてありがとうございます。まず、委員の皆様方の出席状況について、ご報告いたします。本日、ご出席をお願いいたしました委員の皆様は15名でございますが、現在8名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告申し上げます。なお、前回の審議会以降、委員に異動がございましたので、事務局からご報告申し上げます。

(事務局)

お手元の群審報第100号という資料をご覧ください。前回の審議会から1名の変更がありました。関係行政機関の職員として、関東地方整備局長が職指定されています。下保修委員が退任され森北佳昭委員が就任されました。以上でございます。

(事務局)

それでは、開会にあたりまして、丸山会長から、ご挨拶をお願いいたします。

### 2 あいさつ

(丸山会長)

本日は、第163回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議案件3件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

次に、議事録署名人2名を指名いたしますので、ご了承をお願いします。今回は、原田委員と須藤委員をお願いいたします。

### 3 議事

(議長)

これより議事に入ります。なお、本日の議案は、いずれも単独上程といたします。

議案の説明は幹事からいたしますが、議案によっては関係者の方に補助説明をお願いする場合もございますので、ご了承をお願いします。

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについて、ご検討をお願いします。事務局の説明を求めます。

(事務局)

本日上程のいずれの議案も、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして、非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

従いまして、本審議会の議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させて

いただきます。

(議長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案については、いずれの議案も公開にすることで、よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(議長)

それではご異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開とし、いずれの議案も傍聴を認めることとします。

ここで事務局から、本日の傍聴者について、報告願います。

(事務局)

一般の傍聴者が0名でございます。(第1号議案の説明途中、報道関係者が1名入室)

第1号議案 館林都市計画公園(5・6・3号多々良沼公園)の変更について

(議長)

ただ今から、議案の審議を行います。第1号議案館林都市計画公園(5・6・3号多々良沼公園)の変更についてを上程いたします。事務局からの説明を求めます。

(事務局)

都市計画課次長の松岡と申します。よろしく申し上げます。

それでは、第1号議案館林都市計画公園(5・6・3号多々良沼公園)の変更についてご説明します。

お手元の議案書1ページとあわせて、議案添付図面の図1又はスクリーンをご覧ください。位置関係をご説明します。館林市役所と邑楽町役場を赤い丸で示しています。館林駅の北西に位置する多々良沼や県立館林美術館を有する多々良沼公園を、赤い枠で囲ってお示ししております。多々良沼公園は、館林市と邑楽町にまたがる豊かな自然環境に恵まれた公園で、県決定の都市計画公園です。昭和40年1月の当初決定後、数度の変更を経て、現在に至っておりますが、館林市施工分、邑楽町施工分の公園区域はそれぞれ既に供用済みとなっております。県では、多々良沼を核とした約110ヘクタールについて、平成10年に公園事業に着手、部分的に供用開始もしておりますが、平成28年の完成を目指して公園整備を進めているところです。

添付図面の図2計画図をご覧ください。公園区域を拡大してご説明いたします。計画書、変更理由は、お手元の議案書2ページをご覧ください。今回の変更する部分は、オレンジ色と緑色で示した箇所ですが、いずれも県施工の範囲です。主な変更理由は、公園区域の外側を走る既存の市道や町道の歩道部分を、公園の外周路として利用しようとするもので、公園事業による重複した外周路整備計画を見直し、多々良沼周辺の自然環境の改変を小さ

く抑えつつ、コスト縮減も図ろうとするものです。

変更理由を含めて、具体的な内容について拡大図でご説明します。まず、オレンジ色で示した区域、主に邑楽町分を拡大いたします。添付図面の図3変更概要図1をご覧ください。変更概要図では黄色で変更前の公園区域を、赤色で変更後の公園区域を、そして青色で変更しない区域を示しています。多々良沼公園の整備計画では、沼の周りを1周できる外周路の計画がある一方で、沼の自然環境との共存に配慮が求められているところですが、変更部分には、公園区域に沿って町道が整備されており、公園側に既に歩道が設置されていることから、既設町道の歩道部分、幅員2.8メートルを公園の外周路として利用することにより、多々良沼の自然の改変を抑えることが可能となると考えたものです。この図の範囲では、道路との境界が公園区域だったものを、既設道路の歩道部分までを拡大して公園区域とするもので、ここでは、公園区域が0.2ヘクタールの拡大となります。

添付図面の図4変更概要図2をご覧ください。こちらは、主に館林市分の拡大図となります。図面右半分になります。変更前の黄色線の外に、変更後の赤線が接する変更は、先程の邑楽町分と同様に、既存市道の歩道部分、幅員3.7メートルを公園区域に含めるための変更で、公園区域を0.1ヘクタール拡大するものです。一方、図面中程の黒く塗りつぶされた箇所は、外周市道の未整備区間です。道路計画が直線から、屈曲した形に変更されることから、道路計画の変更にあわせて公園区域を0.2ヘクタール縮小するものですが、考え方は同様に、歩道と車道の境界までを公園区域とするものです。

なお、今回公園区域を縮小する範囲は、自然の残る土地ではなく、露天駐車場として利用されている民有地となっております。

以上のとおり、今回の変更は、邑楽町分の0.2ヘクタールの拡大、館林市分の0.1ヘクタールの拡大、そして0.2ヘクタールの縮小を合わせまして、公園区域全体としましては0.1ヘクタールの拡大となり、決定区域が153.9ヘクタールから154.0ヘクタールとなるものです。

現地の外周路の状況ですが、矢印で示した箇所の写真でご説明いたします。添付図面の図5変更部分写真をご覧ください。向かって左側が多々良沼、右側が市道となっており、黄色の線が変更前の公園区域を、赤色の線が変更後の公園区域を示しています。当初計画では、黄色の線の沼側に公園の外周路の新設を計画しておりましたが、今回変更して、既存の市道の歩道部分を外周路として公園区域に取り込み兼用して利用することで、多々良沼周辺の自然環境の改変を小さくするとともに、コスト縮減も図ろうとするものです。

お手元の添付図面の図6又はスクリーンをご覧ください。ただいまご説明しました、第1号議案につきましては、去る平成24年6月5日から6月19日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成24年8月1日から8月21日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第1号議案の説明を終わりにします。よろしくご審議の程、お願いいたします。

(議長)

それでは、ただいま説明のありました本案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願

いします。

(須藤委員)

図の3ですかね、黄色とオレンジで示されたところなんですけれども、既存の道路の歩道を公園の遊歩道として今後活用できるようになるということではありますが、考え方とするとこれは二重に道路と共用になるという考え方ですか、それともその部分は公園というふうにみなすということでしょうか。

(事務局)

先ほどの図5で実際にご指摘頂いた箇所とは違う写真でございますが、図5の写真で見させていただきますと、今回赤い所まで公園とさせていただくとともに、こちらは館林市道でございますが、市道はこちらまでそれぞれ道路法の範囲が及んでいるわけでございます。この範囲は兼用工作物という形で道路区域でもございますし、公園区域内でもあるということで、今後、館林市さんや邑楽町さんと協議をするわけですが、どちらかで管理を行うという形で、兼用して利用する工作物と考えてございます。

(須藤委員)

兼用ですね。

(事務局)

はい。

(須藤委員)

そうすると、これは東側の夕陽の小径かと思うんですけれども、この多々良沼の北岸の邑楽町の町道の部分も当然同じ理屈で兼用ということになると思うのですね。

(事務局)

はい。こちらが邑楽町の部分でございます。

(須藤委員)

ここなんですけれども、本来であれば遊歩道ですから、中に入りたい気持ちはあるんですね。私も地元なもので、車がビュンビュン通っているところを歩くというのは、あまり風情がないと思うんです。でも、色々自然再生法を活用してこの地域を守っていきこう、中を守っていきこうということですから、確かに中に入るのは難しくなってきたと思うのですね。ただ、ここの道路と兼用ということなのなんですけれども、ここの部分まで公園化されるわけですから、このガードレールっぽいやつですね、これがその先程の木質系のものに変えるとかそういう必要性が出てくるかなと。そうすると、風情がもうちょっと出てくるかなと。あるいは、ここはちょっと湿地の部分ですけど、もともと宅地が建っていた部分がありますので、少しあの辺を遊び心ということも、同じ都市計画課ですから考えていただいた方がよろしいかと思っておりますけれども、いかがですか。

(事務局)

はい。先ほどの館林市分と邑楽町分でやはり町道の作り方で少し趣が変わってございますので、あくまでも今度はここまでが公園ですよということでございますので、それなりの公園としての一体感を醸し出す取り組みとして、色彩を配慮する等の検討は進めてまいりたいと思います。また、ご指摘頂きました既に土地利用がされた経緯があって自然が豊かでないところにつきましては、所々、こちらが拡大図でございますが、少しでも水辺の近くまで行くことが許される場所につきましては、こういった形で沼沿いの縦断的な遊歩道ではございませんが、少しでも親しんでいただけるような形で園路の検討も進めて実施してまいりたいと思っております。

(議長)

自転車は通れるのですか。

(事務局)

はい。こちらが町の道路台帳で2.8メートル、少し狭いのですけれども2.8メートルあるということになっております。

(議長)

これは公園区域に入っていて、自転車が通れるという前提ですか。

(事務局)

はい。

(議長)

他にはありませんか。

(原田委員)

図の4ですが、0.2ヘクタール減少するものがありますね。これは変更前の路線計画があった事業と思うのですが、なぜわざわざこういうふうに変化するようになったのですか。

(事務局)

拡大図についてももう少し黒く塗りつぶす前の図面でご説明を申し上げます。ここが黒く塗りつぶしてあった部分でございますが、具体的には当初館林市の計画で市道整備計画が当初の公園計画に沿った形でまっすぐに市道としても整備したいということで、市の方も用地交渉を進めてまいったのですが、なかなか理解をいただくまでに至らないということで、今回市の道路計画も変更する形で公園計画もそれに合わせて歩道部分だけを公園に取り入れる形で市事業に連携してやむなく縮小をさせていただくと考えるものでございます。しかし、実態といたしましてはあまりいい道路ができてしまいますとかなりのスピー

ドで走ることとなりますので、公園区域と隣接した歩道までを今回公園区域として、道路側に寄せさせていただいたことを考えますと、少しブレーキをかけてゆっくり走っていただく場所があってもいいのかなというふうに思っておりますし、市としてもこういった形で一日も早く市道の整備をして、合わせて公園区域も遊歩道として連携して整備していきたいというふうに聞いております。

(議長)

他にはありませんか。

それではお伺いします。本案について原案のとおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

ご異議ないものと認めまして、本案は、原案のとおり決定いたします。

第2号議案 渋川都市計画区域の変更について

(議長)

次に、第2号議案渋川都市計画区域の変更についてを上程いたしますので、事務局からの説明を求めます。

(事務局)

それでは、第2号議案渋川都市計画区域の変更についてご説明します。

お手元の議案書3ページとあわせて、議案添付図面の図7又はスクリーンをご覧ください。現在の渋川都市計画区域を茶色の線で、変更後の渋川都市計画区域を赤色の線で示し、今回都市計画区域を拡大する範囲を薄いピンクで塗りつぶしてお示ししております。渋川市は、平成18年2月に、1市1町4村が合併して誕生した経緯がございますが、旧渋川市及び旧伊香保町では全域が、そして旧北橋村、旧子持村では一部が、既に都市計画区域となっております。今回、区域を拡大して、旧北橋村地区では全域を、旧子持村地区では一部拡大して都市計画区域に指定し、旧赤城村地区、旧小野上村地区の一部を新規に都市計画区域に指定しようとするものです。変更理由については、お手元の議案書6ページに記載してございますが、既存の都市計画区域と同様な土地利用が行われている状況などに鑑み、新市域の均衡ある発展を目指し、一体的な都市計画を推進するために、都市計画区域の変更・拡大を行うものです。

お手元の添付図面の図8又はスクリーンをご覧ください。都市計画区域を指定する範囲については、都市計画法第5条にて、自然的及び社会的条件、人口、土地利用、交通量、そして施設の配置及び利用の現況、推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとしてされております。

今回の都市計画区域の変更にあたり、検討した主な項目についてご説明いたします。

お手元の添付図面の図9又はスクリーンをご覧ください。これは、自然的条件の森林規制の状況を示したものです。薄いピンクが、今回都市計画区域を拡大する範囲ですが、検討にあたり、渋川市内の国有林や保安林の状況を調べました。茶色で塗りつぶした国有林や、緑色で塗りつぶした集団的な保安林内では、実質的に都市的土地利用は困難であると考えられるため、区域から除外しております。ただし、旧伊香保町地区については温泉の源泉保全のため、既に全域が都市計画区域に指定されております。

お手元の添付図面の図10又はスクリーンをご覧ください。旧村ごとに拡大してご説明いたします。旧北橋村地区全域の土地利用の現況を示しています。黒線が現在の都市計画区域界を示していますが、都市計画区域内外で同様な土地利用が行われていることがわかります。濃い緑色の部分は山林ですが、その他の色の部分が宅地や農地などを示しております。広く全域で土地利用が進み、今後も開発が進行する可能性もあることから、旧北橋村地区の全域を都市計画区域とすべく、拡大しました。

お手元の添付図面の図11又はスクリーンをご覧ください。旧赤城村地区の土地利用の現況を示しています。今まで旧赤城村地区は、都市計画区域に指定されておられませんでした。今回の調査により、国有林や保安林境まで広く土地利用が進んでいることがわかりましたので、今後も開発が進行する可能性のある農地や山林などを含め、広く都市計画区域に指定することとしました。

お手元の添付図面の図12又はスクリーンをご覧ください。旧子持村地区の土地利用の現況を示しています。黒線が現在の都市計画区域界を示していますが、以前から国道17号や353号沿いの範囲を都市計画区域に指定していました。今回の調査により、比較的勾配の緩やかな南傾斜地にて、土地利用が進んでいることから、今後もさらに開発が進行する可能性のある区域を追加拡大することとしました。

お手元の添付図面の図13又はスクリーンをご覧ください。旧小野上村地区の土地利用の現況を示しています。今まで旧小野上村地区も、都市計画区域に指定されておられませんでした。今回の調査により、比較的勾配の緩やかな南傾斜地にて、広く土地利用が進んでいることがわかりましたので、今後も開発が進行する可能性のある農地や山林などを含め、広く都市計画区域に指定することとしました。

お手元の添付図面の図14又はスクリーンをご覧ください。交通量の現況、都市施設の配置状況ですが、同様に薄いピンクで拡大区域を表しています。鉄道では、市北部に向けて上越線が北西部に向けて吾妻線が伸びており、今回拡大する旧赤城村地区、旧小野上村地区それぞれに駅が設置されております。また、道路では、関越自動車道が市東部を南北に縦断しており、今回拡大する旧赤城村地区には赤城インターチェンジが設置されており、また、旧小野上村地区については、近傍に上信自動車道が計画されています。その他、国道・県道などがご覧のとおり配置されております。交通量の現況ですが、国道353号の10番の地点では、日4,700台、14番の地点では、日11,000台となっており、将来的には、全体として交通量の減少も予測されていますが、当該地区は依然として、国道17号や上信自動車道に交通が集中することが予測されています。

お手元の添付図面の図15又はスクリーンをご覧ください。今後の開発の可能性を判断する参考としまして、今回拡大する区域と地形勾配との関係を重ねてみました。拡大後の都市計画区域界を青い線で示しておりますが、地形勾配が20パーセントを超える境を赤

い線で示しました。図では、茶色が濃くなるほど地形勾配が大きい、急であることを示していますが、国有林や保安林を除いて、地形勾配が20パーセントを超える境界を示す赤い線と拡大後の都市計画区域界の青い線が概ね似通ったところを通っていることがお分かりいただけるかと思えます。なお、旧伊香保町地区については、地形勾配が20パーセント以上の地域についても温泉の源泉保全のため都市計画区域に含めています。

お手元の添付図面の図16又はスクリーンをご覧ください。今回、都市計画区域を拡大し、新たに指定することによる効果や義務ですが、これまで、都市計画区域外では1万平方メートル以上で必要であった開発行為の許可が、3千平方メートル以上まで縮小され、きめ細かな開発指導をすることができるようになります。また、これまで木造2階建ての住宅など、都市計画区域外では必要なかった建築確認が、新たに必要となり、建築物の性能確保などを図ることができます。国土利用計画法に基づく土地売買の届出が、1万平方メートル以上から5千平方メートル以上となり、細かく監視することができるなどの効果とともに、義務が生じることとなります。

お手元の添付図面の図17又はスクリーンをご覧ください。今回の都市計画区域の変更により、拡大する地区にて合計30回の地元説明会を開催し、延べ290名の参加者がありました。地元住民からは、少数意見ですが、都市計画税を徴収されることに納得がいかない、建築確認申請が必要となり申請のために費用負担が増えるのは困るとの声がある一方、乱開発を防げることはよいなどの意見がありました。また、渋川市としては、合併特例法により旧村に設置している地域審議会に諮問したところ、すべての地区から了承されましたが、小野上地区のみ、合併したからといって何事も市内一律にすることに納得がいかない、との一部反対意見があったことを考慮していただきたいとの附帯意見があったと報告がありました。なお、都市計画税に関しまして、渋川市では、都市計画事業を実施している旧渋川市の一部と旧伊香保町の一部のみで都市計画税を徴収しており、その他の地区では当面、徴収を考えていないと聞いています。以上のとおり、本件に関しましては、地元説明会などを平成22年12月から23年11月までの1年間かけて実施しており、その後、平成24年2月から6月までの間、国土交通大臣との事前協議を実施してきております。

お手元の添付図面の図18又はスクリーンをご覧ください。ただいまご説明しました第2号議案については、渋川市長に意見聴取を行い、平成24年9月7日に、意見なしとの回答を得ており、今後、国土交通大臣への法定手続・同意協議等へ進めたいと考えております。

以上で第2号議案の説明を終わりにします。よろしくご審議の程、お願いします。

(議長)

それでは、本案についてご意見やご質問があればお願いします。

(原田委員)

今回拡大される区域の中でこれまでに3千平方メートルを超えるような大規模な開発というのは実態としてあるのですか。

(事務局)

今手元に資料はないのですが、具体的には工場、少し古くなってしまいましたがゴルフ場などもあるかとは思いますが。

(原田委員)

インター周辺は開発があるのかなという気はするのですが、実態はどうか。

(事務局)

建築住宅課の方で把握している範囲で工場があるとのことでもあります。

(原田委員)

現に県は線引きの制度を継続するかどうかといわれた時に、まだ線引き制度は必要だと、できれば県の全体に都市計画区域を拡大したいという方針を出されてたのではないかと思います。ですのでけれども、今後こういう形で都市計画区域の見直しを進めるということですか。

(事務局)

どうしても新市、市町村の意向というのも大事かと考えておりました、県としては適切に県土を保全しつつ、仮に水の流れが上から下に流れるとすると下の安全を守るためにも少しでもしっかりと監視の行き届く都市計画区域が有効と考えているところであります。ただ、今回は少数意見と申し上げましたが、色々なご意見があるものですから、市町村としっかりと意見交換しながら進めてまいりたいと思っております。

(大林委員)

都市計画税について住民の方からご意見を頂いたそうですが、当面の間ということで、住民の方は納得されたのでしょうか。当面というのはいつ頃までですか。

(事務局)

基本的には目的税でございますので事業のないところに課税するのはいかがなものかという考えがございますので、主に都市計画事業が重点的に整備されていく範囲を特定しながら、その範囲で適切に徴収をさせていただくという形で、当面の間というのはいつ都市事業がそちらの地区まで及ぶようになるか、具体的には下水道事業であったりあるいは道路事業であったりということですが、少し長い期間をイメージして当面の間という言葉になったと思っております。

(大林委員)

了解しました。

(議長)

他にはよろしいですか。

それでは、本案について原案どおり異議なしとすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

異議のないものと認めまして、本案は原案のとおり異議なしと決定いたします。

第3号議案 渋川都市計画区域内の用途地域の指定のない区域における容積率制限等の指定について

(議長)

次に、第3号渋川都市計画区域内の用途地域の指定のない区域における容積率制限等の指定についてを上程いたしますので、事務局からの説明を求めます。

(事務局)

建築住宅課の坂口と申します。よろしく申し上げます。

第3議案、議案書の7ページでございます。渋川都市計画区域内の用途地域の指定のない区域における容積率制限等の指定についてです。2号議案の渋川都市計画区域の変更により、新たに都市計画区域内に編入される区域につきましては、建築基準法の第3章、都市計画区域等における建築物の敷地等の制限を受けることになります。

それでは、議案の概要を説明させていただきます。1ページめくって、最後のページ、8ページをご覧ください。新たに制限を受けることになる規定のうち、建築基準法第52条第1項第6号、容積率制限です。第53条第1項第6号、建ぺい率制限です。第56条第1項第1号による別表第3に欄5の項、道路斜線制限です。第56条第1項第2号ニ、隣地斜線制限です。この4規定について、渋川都市計画区域内の用途地域の指定のない区域における容積率制限等の数値を次の表の数値に定めるものです。これらの数値は、建築基準法で定められた数値から、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て定めるものとされており、本議案は渋川市を所管する特定行政庁であります群馬県が本審議会に付議し、ご審議いただくものでございます。

ここで、渋川都市計画区域の容積率等について少し説明させていただきます。まず、容積率とは、建築物の各階の床面積の合計、これを延べ面積といますが、この延べ面積の敷地面積に対する割合をいいます。旧渋川市ですと10分の20です。建ぺい率とは、建築物の外壁等で囲まれた面積、これを建築面積いいますが、この建築面積の敷地面積に対する割合をいいます。旧渋川市ですと10分の7です。道路斜線とは、敷地の前面道路の反対側の境界線から上空に向かって斜線を引き、その内側の範囲が建築可能範囲となります。この斜線の勾配が1.5です。つまり、水平方向の距離1に対して、1.5、上がる割合です。隣地斜線とは、境界線から3.1メートル垂直に上がった所から、上空に向かって斜線を引き、その内側の範囲が建築可能範囲となります。この斜線の勾配が2.5です。

それでは、お手元の議案添付図面の図19を併せてご覧ください。スクリーンにも同じ

ものを表示します。こちらの図は渋川市全体を示した図となっています。渋川都市計画区域の用途地域の指定のない区域につきまして、現在は、旧渋川市の区域、薄いグリーン色に表示されている区域が、左下の表にありますように、容積率が10分の20、建ぺい率が10分の7、道路斜線が1.5、隣地斜線が2.5の数値となっています。この数値に変更はありません。薄いピンク色に表示されている区域が、旧伊香保町、旧子持村、旧北橋村の区域でございます。右下の表の数値のとおりで、容積率が10分の40、そのほかの数値は、薄いグリーン色の旧渋川市の数値を同じで、建ぺい率が10分の7、道路斜線が1.5、隣地斜線が2.5の数値となっています。今回、新たに編入される区域、旧小野上村の一部、旧子持村の一部、旧北橋村の一部、旧赤城村の一部が赤い色で表示されています。この区域が、新たに数値を指定する区域となっています。薄いピンク色の区域と同じ、右下の表の数値です。容積率が10分の40、建ぺい率が10分の7、道路斜線が1.5、隣地斜線が2.5となっています。これが、今回指定する案となっています。薄いブルーの区域は都市計画区域外でございます。容積率制限等の規定は、かかりません。理由につきましては、議案書8ページの表の下にあります。渋川市長より現在の容積率制限等と不均衡が生じないようにと、群馬県知事に対して要望がありました。具体的には、下記の2番に、渋川都市計画区域のうち、用途地域の指定のない旧伊香保町、旧子持村、旧北橋村、旧赤城村、旧小野上村の区域については、新たに用途地域の指定のない区域に編入される区域を含めて、旧伊香保町、旧子持村、旧北橋村で指定していた数値とすることとあります。この渋川市の意向を尊重して今回、容積率制限等の数値の指定をするものです。なお、施行日は第2号議案の渋川都市計画区域の変更の決定日と同日付といたします。以上で第3号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(議長)

それでは、本案に対するご意見、ご質問等をお願いいたします。

(原田委員)

変更案そのものは問題はないかと思うのですが、そもそも旧渋川市とそれ以外について容積率で格差が設けられてきたというのは、どういう経緯だったのでしょうか。

(事務局)

こちらで聞いているのは、旧渋川市単独で市街化が進んでいるということで10分の20という数字でまず定めておきまして、その他が平成18年2月20日の合併時に10分の40になったと聞いております。

(原田委員)

周辺の方を少し規制を緩くしようということですかね。

(事務局)

はい。

(議長)

他には何かございますか。

それではお伺いします。本案について原案のとおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

ご異議ないものと認めまして、本案は、原案のとおり決定いたします。

(議長)

以上で、本日の議案の審議は終了いたしました。傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。

(報道関係者退場)

(議長)

それでは、次に5報告事項でございます。事務局からお願いします。

(事務局)

本日は、お手元に白い冊子、ぐんままちづくりビジョンをお届けさせていただきました。前回の審議会で内容についてご説明をさせていただき、さまざまな貴重なご意見をいただくとともに、その後、様々な方々のご意見を参考に、9月26日に策定の運びとなりました。多くの方々のご意見を頂戴し、より良いものができたと感謝をいたしているところがあります。今後は、まちづくりの中心となる主体でございます市町村としっかりとこの大きな人口減少局面、超高齢化社会の時代に対応したまちづくりの一寸ずつの舵の切り直しを進めさせていただきたいと思っております。以上、お手元に届けさせていただきましたというご報告でございます。

(議長)

ただいまのご説明についてございますでしょうか。よろしいですか。

(議長)

では最後に6その他ですが、事務局から何かありますか。

(事務局)

次回、第164回審議会の開催についてですが、通例によりますと12月の定例県議会後の開催でございます。具体的には、県議会の日程が決まりましたら、会長にご相談して期日を決定させていただきたいと思っております。

(議長)

次回の日程については、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

はい、それではそのように取り計らいます。

(議長)

その他、特にないようですので、本日は以上で終了させていただきます。委員の皆様には、熱心なご審議をいただきましてありがとうございました。次回は、12月下旬の開催となりますが、開催期日については、後日、通知いたしますのでご了承お願いいたします。これもちまして、閉会といたします。ありがとうございました。

(閉会：14：20)

(議事録署名人)

-----

-----

-----